

新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表について（考え方）

- ✓ 感染症法において、厚生労働大臣及び都道府県知事等は、発生届や積極的疫学調査等により収集した感染症の発生の状況、動向、原因に関する情報、予防及び治療に必要な情報を積極的に公表することとされている。
- ✓ これは、感染症の予防を図ることを主目的とし、感染症に関する情報を積極的に提供することにより、感染症に関する正しい知識の普及を行い、患者等が差別・偏見の対象にならないようにすることを目的としたもの。

背景・現状

- 患者発生時の個別事例情報の公表については、これまで、感染症の性状等（感染力や感染経路等）を踏まえて対応。
- 一類感染症については、平成26年の西アフリカを中心としたエボラ出血熱の感染拡大を踏まえ「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日事務連絡）を示しており、新型コロナ対応においては、当該基本方針を参考にし対応するよう自治体へ依頼していた。
- しかしながら、各自治体の新型コロナ対応においては、自治体間で公表に係る対応にばらつきがあった等の課題が確認できた。
- 今般、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の記載も踏まえ、新型インフルエンザ等感染症等の患者発生等における個別事例情報の公表の考え方を整理することとしたい。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）における記載（第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーションの準備期の記載より）

国は、個人情報やプライバシー保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を図る。

今回お示しする考え方（案）

- 全国的に対応が必要な感染症が発生した場合の感染症法第16条の規定に基づく個別事例情報の公表に当たっては、発生した感染症の性状等（感染力や感染経路等）によって、公衆衛生上の対策の内容・公表すべき情報が異なることから、今回お示しする内容に基づき公表することを基本とし、必要に応じ、発生した感染症のリスク評価を踏まえた内容をお示しする。
- ※ 国内での患者数一例目〜ごく少ない段階においては、その時点でのリスク評価を踏まえつつ公衆衛生上必要な内容を公表する観点から、公表を行う都道府県等と厚生労働省との間で公表内容等の調整を行う。
- 公表する内容については、個人が特定されないようなものとするを前提とし、感染症の性状等に応じ、当該感染症のまん延防止のために適切な行動等を個人がとることに資するもの（公衆衛生上必要なもの）とする、との考えを明確化する。

※ 感染症法で、国及び地方公共団体の責務として、感染症に関する正しい知識の普及を図るとともに、患者等の人権を尊重しなければならないとされていることから、患者等に対して不当な差別・偏見が生じないように、個人情報の保護に留意する必要。

※ 公表した個別事例情報の更新（当該患者の入退院など）については、公衆衛生上必要な場合に公表する。

新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表について（公表項目等）

「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」に準じ、また、一類感染症以外での対応実績等を踏まえると、新型インフルエンザ等感染症等の場合の基本的な公表項目は概ね以下のとおり。

凡例：○：標準的な公表項目 ×：公表不要と考えられる項目

公表する項目※1		感染症・国内での発生状況	一類感染症	新型インフルエンザ等感染症等		参考：感染症ごとの対応（実績等）				
				流行初期 ※3	患者増加期 ※4	新型コロナ (初動期、変異株発見初期等)	麻しん	MERS (公表実績なし・通知の内容)	エムポックス (国内一例目：国による公表)	
患者の基本情報	・ 居住都道府県 ・ 年代 ・ 性別		○	○	～	×	公表	公表	公表	公表
	・ 発症日時等（症状の経過）		○	○	～	×	公表	公表	公表 (症状)	公表 (症状、受診日)
患者の行動歴等	感染源との接触歴（感染推定地域（国や都市名）や感染源と思われる接触の有無に関する情報）等		○	○	～	×	公表	公表	公表 (滞在国、接触歴、入国日)	公表 (滞在地域、接触歴)
	患者の行動歴 他者に感染させる可能性がある期間に、患者に接触した可能性のある者を把握できている場合		○※2 (飛行機・船舶の便名等)	○※2 (飛行機・船舶の便名等)	～	×	公表※2 (飛行機・船舶の便名等)	公表※2 (飛行機・船舶の便名等)	非公表	非公表
	他者に感染させる可能性がある期間に、患者に接触した可能性のある者を把握できていない場合		○ (利用した公共交通機関、不特定多数と接する場所等)	○ (利用した公共交通機関、不特定多数と接する場所等)	～	×	公表 (利用した公共交通機関、不特定多数と接する場所等)	公表 (利用した公共交通機関、不特定多数と接する場所等)	非公表	非公表

（注）表の項目に加えて、必要な感染対策等の感染症の基本情報や接触可能性のある方の問い合わせ先、医療機関受診の方法等を公表するものとする。集団感染に関する公表項目は、発生した感染症の性状等に応じて都度お示しする。死亡時の個別事例情報は、原則公表不要。

※1 感染症のまん延防止のために適切な行動等を個人がとることに資するもの（例：当該地域への渡航者や当該施設等の利用者に注意喚起を促す等）かどうかで、公表するかどうかを判断するものであり、基本情報のうち、患者の「基礎疾患の有無」「職業」「居住している市区町村」「国籍」については原則公表不要。ただし、公衆衛生上当該情報の公表が感染症まん延防止に資する場合は、公表することがありえ、その場合は都度お示しする。

※2 公衆衛生上の対策状況（当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等の特定状況等）に関する情報を公表。

※3 国内一例目～国内での患者数がごく少ない段階における公表については、その時点でのリスク評価を踏まえつつ公衆衛生上必要な内容を公表する観点から、公表を行う都道府県等と厚生労働省との間で公表内容等の調整を行う。

※4 流行初期・患者増加期の時期移行等については、国から都度お示しする予定。患者増加期においても、流行株の変異等で感染症の性状等に変化が見られ公衆衛生上の対応の強化が必要な場合など、流行初期に準じた項目を公表することも考えられる。その場合は、都度お示しする。 2

(参考1) 今後の公表内容に係るイメージ（流行初期の場合）

	今後、公表する 内容（基本）	備 考
患者の 基本情報	居住都道府県、 年代、性別、 発症日時等（症状の 経過）	<ul style="list-style-type: none"> 基礎疾患の有無、職業、居住市町村、国籍については原則公表しない。 また、例えば、検査実施状況（検査日、検体採取日、検査方法等）や、重症度、入院・療養の予定等については公表対象外。 <p>※ 当該感染症のリスク評価を踏まえ、<u>基礎疾患の有無や職業、重症度等について、感染リスクの周知の観点から国民へ情報提供する必要がある場合は、当該事例公表をもってではなく、一般的周知広報として行う。</u>なお、<u>患者数がごく少ない段階においては、公衆衛生上必要な内容を公表する観点から、これらを事例公表に含めることも考えられるため、公表内容について国・都道府県間で調整を行う。</u></p>
患者の 行動歴等	感染源との接触歴、 他者に感染させる 可能性がある期間 の行動歴、公衆衛 生上実施している 対策（濃厚接触者 への対応等）	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、感染が判明した経緯、濃厚接触者の属性等については公表対象外。
事例公表 以降の 状況変化	公衆衛生上必要な 内容（感染させる 可能性がある行動 歴が追加的に確認 された等）	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、入退院等の状況、療養の場所、重症化・死亡等の転帰等については公表対象外。 <p>※ <u>患者数がごく少ない段階においては、公衆衛生上必要な内容を公表する観点から、これらを事例公表に含めることも考えられるため、公表内容について国・都道府県間で調整を行う。</u></p>

(参考2) 各自治体の新型コロナ対応における公表についての状況 (感染症対策課調べ)

- 各自治体の公表項目にはばらつきあり。ただし、全体の傾向として、感染者数の増加に伴い公表項目を減らしている。
- 国による標準的な基準の提示を求める意見、患者の個人情報保護や人権配慮の観点から、感染状況やケースに応じ、公表項目は柔軟に設定すべきとの意見があった。(※全保健所設置自治体(157自治体)へ照会し、147自治体から得た回答。)

時期別の公表項目(主なもの)

項目	公表自治体数	
	～デルタ株 ※1	オミクロン株～ ※2
感染者情報	120	82
居住国	49	18
年代	119	79
性別	116	64
居住している都道府県	96	53
発症日時	100	27
感染源との接触歴等	84	37
感染推定地域：国、都市名	35	4
感染源と思われる接触の有無	77	36
感染者の行動歴	77	9
訪問国	45	4
日本入国(帰国日)	38	2
発着地	17	1
他者に感染させる可能性がある時期以降に、患者と接触した可能性のある者を把握できている場合		
公共交通機関に関する情報	11	0
公衆衛生上実施している対策	30	3
他者に感染させる可能性がある時期以降に、患者と接触した可能性のある者を把握できていない場合		
公共交通機関に関する情報	17	0
不特定多数と接する場所	41	2
他者に感染させ得る行動・接触の有無	29	1
感染症に関する基本的情報	86	43
受診・入院後の状況	95	29

※1 ～デルタ株：令和2年1月～令和3年12月

※2：オミクロン株～：令和4年1月～令和5年4月

公表基準に対する自治体からの主な意見・理由(抜粋)

○国による標準的な基準の提示を求める意見

(主な理由)

- 他の自治体との並びをとる必要があったため。(マスクミ・市民等から他の自治体との公表内容の違いについての指摘や、公表していない項目に関しての強い公表要望があり、対応せざるを得なかった。)【9自治体】
- 各自治体で公表基準を検討するのは、自治体職員の労力や他業務もある中、困難。【4自治体】

○国が標準的な基準を示すに当たって、状況に応じた柔軟な公表基準の策定を求める意見

(主な理由)

- 感染者数の増加に伴い、業務がひっ迫する中、流行初期に想定していた公表内容が適当でなくなり、公表が形骸化した。状況に応じ方針を切り替える等の対応が必要。【13自治体】
- 人権配慮の観点から、あくまでも感染防止を目的とした公表とすべき。【4自治体】